

様式の修正方法について

2 賃金改善計画について<共通>

(1) 加算額を上回る賃金改善について

・本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

・(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。

- I 介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- II 介護職員その他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- III 介護職員その他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること

		処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算	
①	令和 4 年度の加算の見込額	円	円	158,238	円
②	賃金改善の見込額(i-ii) (右側の額は加算見込額を上回ること)	円	円	127,712	円
	i)それぞれの加算の算定により賃金改善を行う場合の賃金の総額(見込額)	(1) 円	(2) 円	(3) 5,036,390	円
	ii)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1・基準額2・基準額3】	【基準額1】 円	【基準額2】 円	【基準額3】 4,908,678	円
				2,333,532	円
				1,030,000	円

(3) = 「基準額3」と「n-1」と「o-1」を合計してください

「n-1」と「o-1」の合計額と一致

【記入上の注意】に対応するために、様式の修正をお願いします。(ダウンロード用の様式は修正済みです)

ベースアップ等加算の(3)の値は、
・「基準額3」+「n-1」+「o-1」
となるよう修正をお願いします。
「n-1」及び「o-1」の集計額は、別紙様式2-1 2(4)⑤にありますのでご確認ください。

(ウ)前年度の特定制算の総額		(10) (4)介護職員等ベースアップ等又後加算	
		・(4)では、賃金改善の合計額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払うオレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。	
①	ベースアップ等加算の見込額	②	賃金改善の見込額
③	処遇改善加算の取得状況	④	ベースアップ等加算の算定対象月
⑤	ベースアップ等による賃金改善の見込額等		
i)	介護職員の賃金改善の見込額 (n-1)	122,492	円
	(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額(n-2))	109,813	円
	(一月あたり)	9,151	円
i)	その他の職員の賃金改善の見込額 (o-1)	5,220	円
	(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額(o-2))	5,178	円
	(一月あたり)	492	円

【記入上の注意】
・④ i (n-1)と④ ii (o-1)の合計額は、ベースアップ等加算による「賃金改善の見込額」(1)②の最右欄と一致すること。